

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 12 月 14 日 (火) 第 269 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 指定外来動植物の指定 (※) (自然保護課取扱い) 1
 - 保安林の指定の解除予定 (2件) (森づくり推進課取扱い) 2
 - 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 (社会福祉課取扱い) 2
 - 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課取扱い) 3
 - 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 3
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 4
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 4
- 公 安 委 員 会 告 示**
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 5

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 1123 号

指定外来動植物による鹿 児 島 の生態系に係る被害の防止に関する条例 (平成 31 年鹿 児 島 県 条 例 第 24 号) 第 7 条 第 1 項 の規定により, 次 の と お り 指 定 外 来 動 植 物 を 指 定 し, 令 和 4 年 2 月 1 日 から 施 行 す る。

令 和 3 年 12 月 14 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

外来動植物の種類	取扱いを規制する地域	適切な飼養等の方法	適合飼養等施設
ツヤオオズアリ	県内の区域のうち, 奄美市及び大島郡を除く区域	(1) 自己の占有地又は管理地内であつて, 日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 窓, 扉等が閉められた閉鎖的な場所又はこれに類する場所で飼養等を行うこと。 (4) 卵, 幼虫等の混入のおそれのある飼養士等を野外に捨てないこと。 (5) 終生飼養に努めること。	指定外来動植物に係る適合飼養等施設の基準 (令和元年 10 月 29 日鹿 児 島 県 告 示 第 461 号。以下「適合飼養等施設の基準」という。)に定める移動用施設又は水槽型施設等のいずれかの施設
オオカナダモ	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であつて, 日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設, 水槽型施設等, 人工池沼型施設等又は網いけす型施設の

		点検を定期的に行うこと。 (3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。 (4) 地下茎の断片、根茎部、種子等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。	いずれかの施設
--	--	--	---------

鹿児島県告示第1124号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 3 年 12 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
大島郡龍郷町龍郷字フクヒリ1223番・字宇作1440番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1125号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 3 年 12 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
大島郡龍郷町龍郷字フクヒリ1223番・字宇作1440番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1126号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 3 年 12 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
医療法人徳洲会 大阪市北区梅田一丁目3番1-1200	医療法人徳洲会与論徳洲会病院 大島郡与論町大字茶	事業者の名称	医療法人沖縄徳洲会	医療法人徳洲会	令和3年10月1日
		事業所の名称	医療法人沖縄徳洲会	医療法人徳洲会	

	花403番地 1	称	洲会与論徳洲会 病院	与論徳洲会病院	
医療法人徳洲会 大阪市北区梅田一丁 目 3 番 1 -1200	医療法人徳洲会グループホームゆんぬ 大島郡与論町大字茶 花302番地 5	事業者の名称	医療法人沖縄徳 洲会	医療法人徳洲会	令和 3 年 10 月 1 日
		事業所の名称	医療法人沖縄徳 洲会グループホーム ゆんぬ	医療法人徳洲会 グループホーム ゆんぬ	

鹿児島県告示第1127号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和 3 年 12 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
畠山 征	医療法人徳洲会屋久 島徳洲会病院	熊毛郡屋久島町宮之 浦2467番地	小児科	令和 3 年 12月 7 日
江藤 英行	藤後クリニック	志布志市志布志町志 布志一丁目13番 1 号	内科	令和 3 年 12月 7 日
土屋 晶子	奄美中央病院	奄美市名瀬長浜町16 番 5 号	内科	令和 3 年 12月 7 日
水間 英美子	水間病院	伊佐市菱刈前目2125 番地	内科	令和 3 年 12月 7 日

鹿児島県告示第1128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 3 年 12 月 14 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 12 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	大倉田財部線	曾於市財部町下財部字塚原 5518番 8 地先から5518番 6 地先まで	前	36.0~42.4	31.0
			後	28.0~29.5	31.0

始良・伊佐地域振興局告示第31号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 3 年 12 月 14 日

始良・伊佐地域振興局長 加治博孝

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ことばの教室そらまめキッズ東餅田	始良市東餅田 2346-1	株式会社スカイ メディケアラボ	薩摩川内市隈之 城町1475番地 9	久保田 空	令和 3 年 10月 1 日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ

						ス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援
コミュニティーケアペンギン	始良市西宮島町5番1	社会福祉法人敬天会	始良市加治木町木田1395番地16	大友 良治	令和3年10月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援

始良・伊佐地域振興局告示第32号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和3年12月14日

始良・伊佐地域振興局長 加治博孝

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
グループホーム 晴町	始良市西宮島町5番2	社会福祉法人敬天会	始良市加治木町木田1395番地16	大友 良治	令和3年10月1日	短期入所・共同生活援助
レジデンスナナーラMe・Live	霧島市国分敷根553番地	株式会社M&A JAPAN	霧島市国分敷根548番地	太田 直希	令和3年10月1日	共同生活援助
あぐRe-Life	伊佐市大口山野5100-3	株式会社ジョイントライフ	霧島市隼人町真孝2681番地3	緒方 大地	令和3年10月10日	共同生活援助
グループホーム わかば	始良市西餅田1192-3番地	特定非営利活動法人隼人わかば会	霧島市隼人町内山田一丁目6番8-1号	新村 賢二	令和3年10月15日	共同生活援助

大隅地域振興局告示第25号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和3年12月14日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ぴゅあ・はーと 末吉	曽於市末吉町新町二丁目16番地7	株式会社H.R.	宮崎県都城市前田町6街区19号	細谷 竜太	令和3年11月22日	児童発達支援・放課後等デイサービス
ミニデイサービス 瑠璃ちゃん家	鹿屋市笠之原町45番52-1号	社会福祉法人恵仁会	鹿屋市下祓川町1800番地	池田志保子	令和3年12月1日	児童発達支援

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第129号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和3年12月14日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P y e s ! 高須クリニックCS2	豊丸産業株式会社	1P1253
ぱちんこ遊技機	Pアレジン プレミアムJMX	株式会社J F J	110075
ぱちんこ遊技機	P 新世紀エヴァンゲリオン15 未来への咆哮F	株式会社ビスティ	1P0766
ぱちんこ遊技機	Pナムココレクション2MA	株式会社メーシー	0P1045
ぱちんこ遊技機	P Aナムココレクション2SA	株式会社メーシー	0P1730
回胴式遊技機	S オキワニマルAA-30	株式会社バルテック	1S0361
回胴式遊技機	S オキワニマルBA	株式会社バルテック	1S0755
回胴式遊技機	S ブラックラグーンゼロFK	株式会社エフ	1S1440
回胴式遊技機	S /マッピー/GS	株式会社メーシー	1S1341
回胴式遊技機	S デビルメイクライフライブXA	株式会社アデリオン	1S1219
回胴式遊技機	S ジョーカーM4	株式会社アムテックス	1S1191